

☆認定基準等

必須事項	認定の要件
建設場所	市街化区域
申請ができる者	建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置及び改修をしようとする者

認定基準項目	認定基準
外壁、窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準 【定量的評価項目】	建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化基準」という。）のI
一次エネルギー消費量に関する基準 【定量的評価項目】	
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準 【選択的項目】	低炭素化基準のIIの第1 節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランド対策又は建築物（躯体）による対策等の低炭素化に資する措置を2項目以上講じていること
都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（都市の緑地の保全への配慮）	都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第118号）4.（2）③に該当しないこと。
資金計画	低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。